

川崎市指令環廃 第19号

許可番号 第1002号

# 一般廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区扇町12番7号

氏名 ジャパンバイオエナジー 株式会社

代表取締役 相場 主税 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

令和6年4月30日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 令和6年5月1日

許可の有効期限 令和8年4月30日

## 1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎)

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類

ア 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた木くずに限る。)

以上1種類

## 2 事業の用に供するすべての施設

別記1のとおり

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和6年5月1日 更新許可(6回)

COPY

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎機No.1) (設置年月日 平成22年10月1日)	214 t / 日 (事業系一般廃棄物)	川崎市川崎区扇町3 1番2ほか (9271.84 m <sup>2</sup> )
イ 破碎施設 (破碎機No.2) (設置年月日 平成22年10月1日)	289 t / 日 (事業系一般廃棄物)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	214 t / 日	破碎機No.1
破碎施設一式	289 t / 日	破碎機No.2



COPY

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。